

書面 2 愛知県知事 様

1992年11月25日
アニマルライトセンター
東京都町田市中町1-5-3-401

貴県において、硝酸ストリキニーネを用いた野犬毒殺を続けている事を知り、以下の理由により、即時中止を求めます。

一、硝酸ストリキニーネによる毒殺は「動物の保護及び管理に関する法律（第10条）」に明示されている「できるかぎり苦痛を与えない方法」による死とは認められない。

硝酸ストリキニーネを用いた毒殺が安楽死であるとするならば、その論拠の提示を求める。

一、毒餌の散布は、無差別な殺害であり、目的以外の多くの動物への危険は勿論の事、小幼児等の誤飲の可能性も否定できない。薬物に致死の危険がある以上薬物の種類を問わず、散布後の毒餌は確実な管理下に置かれなければ市民の安全すら守ることはできない。

現在までに、散布された毒餌が他の目的で拾得されることが有り得ない状況であるならばその管理状態の提示を求める。

一、貴県においては野犬対策として、硝酸ストリキニーネを用いた毒殺を長く続けているようであるが、現在も続行しているということは、毒餌の散布では確実な問題解決にはつながっていないと結論付けられる。

非常な苦痛を伴う毒薬の散布を、多くの動物達や小幼児への危険もある中で続行し、問題の根本解決にはつながっていない、ということは行政の基本的な意識が問われるべきものである。

問題となっている犬達は、元々は人が飼育放棄したものと断定して異論のないことと思うが、行政は飼育者に対して遺棄が法律違反であることや繁殖防止が法的に飼い主の務めであることを周知させてきたのか。周知させてきた経緯があるならば、その方法について提示を求める。

また、このような社会的な問題とならぬために遺棄や繁殖防止に対して、行政はどのような実践的な方法を取ってきたのか。行ってきたならばその方法の提示を求める。

以上の理由により、今後毒餌による薬殺の即時廃止を要求致します。また、各項目における質問に対して、12月15日までにご回答がない場合、質問事項に対する行政処理・調査及び対応が全くなされていないと判断しマスコミ等広報機関に公表させていただきます。

この2ヵ月にご入金された方々。＜6頁から＞坂間睦子、柳瀬啓子、菊地礼子、村上美和子、福島博治、中村雅子、船原紀子、竹内早苗、小川昭子、矢嶋瑞枝、和田栄子、外林美矢子、望月節子、田中三恵、石坂延子、岡田千恵子、山田美智子、柴田英津子、高橋真弓、瀬野ヨシ子、小林茂、小松礼治、安田恵子、田中洋子＜10頁下段へ続く＞